

製品名	製造販売業者名	機能区分番号	機能区分名	算定単位	材料価格	適用開始日	特定器材コード	経過措置1 材料価格	経過措置1 適用開始日	経過措置2 材料価格	経過措置2 適用開始日	経過措置3 材料価格	経過措置3 適用開始日	備考
サージセル・アブソーバブル・ヘモスタットM D	ジョンソン・エンド・ ジョンソン	I-017-(1)	デンプン由来吸収性局所止血材／標準型	1g当たり	12600	2026/09/01	750110038							
サージセル・アブソーバブル・ヘモスタットM D	ジョンソン・エンド・ ジョンソン	I-017-(2)	デンプン由来吸収性局所止血材／織布型	1cm2当たり	48	2026/09/01	750110039							
アントラー胆管ステント カバーあり	SBCカウスミ	II-034-(2)-③-7	胆道ステントセット／自動装着システム付／永 久留置型（分岐部対応型）／カバーあり	-	345000	2026/09/01	750110040							
アントラー胆管ステント カバーなし	SBCカウスミ	II-034-(2)-③-4	胆道ステントセット／自動装着システム付／永 久留置型（分岐部対応型）／カバーなし	-	340000	2026/09/01	750110041							
BD アビテン フロアブル	メディコン	II-106-(2)	微繊維性コラーゲン／フロアブル型（トロンピ ン非含有）	-	48700	2026/09/01	750110042							
C o b a l t X T V R M R I	日本メドトロニック	II-117-(1)-④	植込型除細動器／植込型除細動器（Ⅲ型）／内 因性抗頻拍ベージング機能付き	-	2720000	2026/09/01	750110043							
C o b a l t X T D R M R I	日本メドトロニック	II-117-(2)-④	植込型除細動器／植込型除細動器（V型）／内 因性抗頻拍ベージング機能付き	-	2800000	2026/09/01	750110044							
C o b a l t X T H F C R T - D M R I	日本メドトロニック	II-144-(1)-⑤	両室ベージング機能付き植込型除細動器／単極 又は双極用／内因性抗頻拍ベージング機能付き	-	4550000	2026/09/01	750110045							
C o b a l t X T H F Q u a d C R T - D M R I	日本メドトロニック	II-144-(2)-⑤	両室ベージング機能付き植込型除細動器／4極 用／内因性抗頻拍ベージング機能付き	-	4960000	2026/09/01	750110046							
デュアルビュー	テルモ	II-149-(2)	血管内光断層撮影用カテーテル／血管内超音波 プローブ型	-	132000	2026/09/01	750110047							
エドワーズ サビエン3（エドワーズ サビエ ン3 U l t r a R E S I L I Aシステム）	エドワーズライフサイエ ンス	II-182-(1)-②	経カテーテル人工生体弁セット／バルーン拡張 型人工生体弁セット／特殊型	-	4940000	2026/09/01	750110048							指定承認番号：22800BZX00094000
ELLA-BDステントPX	バイオラックスメディカ ルデバイス	II-245	吸収性食道用ステント	-	261000	2026/09/01	750110049							
リハート	クオリブス	II-246	ヒトiPS細胞由来心筋細胞シート	-	53200000	2026/09/01	750110050							
オスピカ TMA	平和物産	II-247	除細動機能付き体外式ペースメーカー用心臓植込 ワイヤー	-	79600	2026/09/01	750110051							
サージセル・アブソーバブル・ヘモスタットM D	ジョンソン・エンド・ ジョンソン	VIII-016-(1)	デンプン由来吸収性局所止血材／標準型	1g当たり	12600	2026/09/01	750110052							
サージセル・アブソーバブル・ヘモスタットM D	ジョンソン・エンド・ ジョンソン	VIII-016-(2)	デンプン由来吸収性局所止血材／織布型	1cm2当たり	48	2026/09/01	750110053							

令和8年9月1日より、上記製品が保険収載されました。

I-017 デンプン由来吸収性局所止血材（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0831第1号／令和8年8月31日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 1 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「吸収性局所止血材」であること。 2 止血を目的として使用するデンプン又は酸化再生セルロース由来の吸収性局所止血材であること。
----	---

機能区分	使用目的により、標準型及び織布型の合計２区分に区分する。
------	------------------------------

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
I-017-(1)	標準型	1g当たり 12600	—	750110038	〔織布型〕に該当しないこと。
I-017-(2)	織布型	1cm2当たり 48	—	750110039	織布状であること。

留意事項	【I-017 デンプン由来吸収性局所止血材】 オスラー病等の高頻度の鼻出血に対して、医師の指示に従って使用した場合に限り算定できる。なお、使用に当たっては、その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
------	--

Ⅱ-001 血管造影用シースイントロドューサーセット（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0831第1号／令和8年8月31日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 1 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（５１）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「心臓用カテーテルイントロドューサキット」、「カテーテルイントロドューサ」、「ヘパリン使用カテーテルイントロドューサ」、「静脈用カテーテルイントロドューサキット」、「ヘパリン使用静脈用カテーテルイントロドューサキット」、「イントロドューサ」、「中心静脈用カテーテルイントロドューサキット」、「ガイディング用血管内カテーテル」又は「止血弁付カテーテルイントロドューサ」であること。 2 血管造影法、心臓血管造影、心臓カテーテル法等を行う際に、カテーテル等の挿入部位の確保を目的に使用するカテーテルであること。@≪１≫３ 血管造影等を目的に使用されるダイレーター、カテーテルシース、ガイドワイヤのうちいずれか又は全てを組み合わせたものであること。
----	---

の機能区分	構造、使用目的、使用部位及び使用方法により、一般用（２区分）、蛇行血管用、選択的導入用（ガイディングカテーテルを兼ねるもの）、心腔内及び大動脈デバイス用（３区分）、遠位端可動型及び心腔内リード等送達用（２区分）の合計１０区分に区分する。
-------	--

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
Ⅱ-001-(1)-①	一般用／標準型	2130	—	738150000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 血管造影等を行う際に使用するものであること。 (イ) 〔一般用／特殊型〕、〔蛇行血管用〕、〔選択的導入用〕、〔「心腔及び大動脈デバイス用」の全て〕、〔遠位端可動型〕に該当しないこと。
Ⅱ-001-(1)-②	一般用／特殊型	2130	—	738170000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 血管造影等を行う際に使用するものであること。 (イ) 血管造影等を行った後、装着したシースを透析の送血及び脱血に使用できるものであること。
Ⅱ-001-(2)	蛇行血管用	2680	—	738160000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 大腿動脈・腸骨動脈の蛇行が著明な患者に対し使用する（薬液注入又は血栓吸引に使用するものを含む。）ものであること。 (イ) 次のいずれかに該当すること。 (i) シース有効長が２０cm以上のもの又はシース有効長が２０cm未満であるが、プリシェイプされているものであること。 (ii) ビールアウェイ機能（分割又は裂断することによりカテーテル等を留置した状態でシースの抜去が可能であること。）を有するものであること。 (iii) カテーテル挿入口を２個以上有するものであること。 (iv) 多側孔付（１０孔以上）のものであること。 (v) マーカーを有するものであること。 (ウ) 〔「心腔内リード等送達用」の全て〕に該当しないこと。
Ⅱ-001-(3)	選択的導入用（ガイディングカテーテルを兼ねるもの）	18100	—	710010001	次のいずれにも該当すること。 (ア) 主として、心房・心室の検査において使用するものであること。 (イ) シース有効長が４０cm以上のものであること。 (ウ) プリシェイプされているものであること。
Ⅱ-001-(4)-①	心腔内及び大動脈用デバイス用／標準型	29900	—	710010270	次のいずれにも該当すること。 (ア) 大動脈用ステントグラフト若しくは自己拡張型人工生体弁システムを留置する際又はリード一体型ペースメーカを植え込む際に使用するものであること。 (イ) クランプ可能なピンチバルブ部、挿入するデバイスの径に応じ付け替え可能なキャップ又はその他の処置中の過度な出血を抑える構造を有すること。

Ⅱ-001 血管造影用シースイントロデューサーセット（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0831第1号／令和8年8月31日にて改正

Ⅱ-001-(4)-②-7	心腔内及び大動脈用デバイス用／特殊型 ／65cm未満	65900	—	710011163	次のいずれにも該当すること。 (ア) 大動脈用ステントグラフト若しくは自己拡張型人工生体弁システム又は先天性心疾患を有する患者に対しバルーン拡張型人工生体弁セット若しくは経カテーテル人工生体弁セット（ステントグラフト付き）を留置する際はリード型ペースメーカを植え込む際に使用するものであること。 (イ) 処置中の過度な出血を抑え、かつ複数のガイドワイヤ又はカテーテルを同時に挿入することのできるバルーン型バルブ構造を有すること。 (ウ) シースの耐キンク性を保持するためのコイル及び親水性コーティングを有すること。 (エ) シース作業長が65cm未満であること。
Ⅱ-001-(4)-②-4	心腔内及び大動脈用デバイス用／特殊型 ／65cm以上	84800	—	710011164	次のいずれにも該当すること。 (ア) 大動脈用ステントグラフト若しくは自己拡張型人工生体弁システム又は先天性心疾患を有する患者に対しバルーン拡張型人工生体弁セット若しくは経カテーテル人工生体弁セット（ステントグラフト付き）を留置する際はリード型ペースメーカを植え込む際に使用するものであること。 (イ) 処置中の過度な出血を抑え、かつ複数のガイドワイヤ又はカテーテルを同時に挿入することのできるバルーン型バルブ構造を有すること。 (ウ) シースの耐キンク性を保持するためのコイル及び親水性コーティングを有すること。 (エ) シース作業長が65cm以上であること。
Ⅱ-001-(5)	遠位端可動型	116000	—	710010274	次のいずれにも該当すること。 (ア) 心臓カテーテルを経皮的に心房・心室に挿入するために使用するものであること。 (イ) シース有効長が40cm以上のものであること。 (ウ) シースの遠位端が操作により180度以上屈曲する構造であること。
Ⅱ-001-(6)-①	心腔内リード等送達用／標準型	2680	—	750110017	次のいずれにも該当すること。 (ア) 植込式心臓ペースメーカ用リード又は植込型除細動器用カテーテル電極を心腔内に送達するために使用するものであること。 (イ) 次のいずれかに該当すること。 (i) シース有効長が20cm以上のもの又はシース有効長が20cm未満であるが、プリシェイプされているものであること。 (ii) ビールアウェイ機能（分割又は裂断することによりカテーテル等を留置した状態でシースの抜去が可能であること。）を有するものであること。 (iii) カテーテル挿入口を2個以上有するものであること。 (iv) 多側孔付（10孔以上）のものであること。 (v) マーカーを有するものであること。 (ウ) 「心腔内リード等送達用／特殊型」に該当しないこと。
Ⅱ-001-(6)-②	心腔内リード等送達用／特殊型	22600	—	750110018	次のいずれにも該当すること。 (ア) 植込式心臓ペースメーカ用リード又は植込型除細動器用カテーテル電極を心腔内に送達するために使用するものであること。 (イ) シース有効長が20cm以上 40cm未満 のものであり、プリシェイプされているものであること。 (ウ) マーカーを有するものであること。
Ⅱ-001-留1	ペースメーカ用カテーテル電極用シース イントロデューサーセット	2680	—	739280000	（該当なし）

Ⅱ-001 血管造影用シースイントロデューサーセット（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0831第1号／令和8年8月31日にて改正

Ⅱ-001-留2	胸・腹水シャントバルブカテーテル挿入用シースイントロデューサー	2680	—	710010025	（該当なし）
----------	---------------------------------	------	---	-----------	--------

留 意 事 項	【Ⅱ-001 血管造影用シースイントロデューサーセット】
	（１）血管造影用シースイントロデューサーセットの材料価格には、ダイレーター、カテーテルシース及びガイドワイヤーの費用が含まれ別に算定できない。ただし、ダイレーターのみ使用する場合は、ダイレーターとして算定する。 （２）ペースメーカー用カテーテル電極用シースイントロデューサーセットは、血管造影用シースイントロデューサーセットの蛇行血管用として算定する。 （３）胸水・腹水シャントバルブの静脈側カテーテル、腹腔側カテーテル及び胸腔側カテーテルを挿入するシースイントロデューサーは、血管造影用シースイントロデューサーセットの蛇行血管用として算定する。 （４）遠位端可動型は、経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の治療を目的として使用した場合に限り算定できる。 （５）心腔内リード等送達用は、植込式心臓ペースメーカー用リード又は植込型除細動器用カテーテル電極を心腔内に送達するために使用した場合に限り算定できる。 【参考：Ⅱ-177 心房中隔穿刺針】 （２）高周波型・特殊型については、心房中隔孔を作製することを目的として〔血管造影用シースイントロデューサーセット（３）選択的導入用（ガイディングカテーテルを兼ねるもの）〕と併せて使用した場合は、主たるものののみ算定できる。

Ⅱ-005 サーマダイリレーション用力ターテル（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0831第1号／令和8年8月31日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 - 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（５１）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「心臓用力ターテル型電極」、「ヘパリン使用心臓用力ターテル型電極」、「サーモダイリレーション用力ターテル」、「ヘパリン使用サーモダイリレーション用力ターテル」、「酸素飽和度モニタ付サーモダイリレーション用力ターテル」又は「ヘパリン使用酸素飽和度モニタ付サーモダイリレーション用力ターテル」であること。 - 循環機能評価を目的として、熱希釈法等を用い、心拍出量、肺動脈楔入圧等を測定する心臓用力ターテルであること。
----	---

の機能 考 能 え 区 分 方 分	使用目的、構造及び付加機能により、一般型（４区分）、連続心拍出量測定機能あり（２区分）及び一側肺動脈閉塞試験機能ありの合計７区分に区分する。
--	--

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
Ⅱ-005-(1)-①-7	一般型／標準型／標準型	9790	サーモ標準	732880000	次のいずれにも該当すること。 （ｉ）熱希釈法により、心拍出量を測定するカテーテルであること。 （ii）圧測定用先端孔ルーメン、バルーン拡張用ルーメン、指示液注入用ルーメン及びサーミスターを有すること。 （iii）〔輸液又はペーシングリード用ルーメンあり〕、〔一般型／混合静脈血酸素飽和度モニター機能あり〕、〔ペーシング機能あり〕、〔一側肺動脈閉塞試験機能あり〕に該当しないこと。
Ⅱ-005-(1)-①-イ	一般型／標準型／輸液又はペーシングリード用ルーメンあり	13700	サーモ（標準・ルーメン）	732890000	次のいずれにも該当すること。 （ｉ）熱希釈法により、心拍出量を測定するカテーテルであること。 （ii）圧測定用先端孔ルーメン、バルーン拡張用ルーメン、指示液注入用ルーメン及びサーミスターを有すること。 （iii）輸液等に使用する側孔を有するルーメン又はペーシングリード用ルーメンを有すること。 （iv）〔一般型／混合静脈血酸素飽和度モニター機能あり〕、〔ペーシング機能あり〕、〔一側肺動脈閉塞試験機能あり〕に該当しないこと。
Ⅱ-005-(1)-②	一般型／混合静脈血酸素飽和度モニター機能あり	52400	サーモ（標準・オキシ）	732900000	次のいずれにも該当すること。 （ｉ）熱希釈法により、心拍出量を測定するカテーテルであること。 （ii）圧測定用先端孔ルーメン、バルーン拡張用ルーメン、指示液注入用ルーメン及びサーミスターを有すること。 （iii）混合静脈血酸素飽和度測定機能を有すること。 （iv）〔ペーシング機能あり〕、〔一側肺動脈閉塞試験機能あり〕に該当しないこと。
Ⅱ-005-(1)-③	一般型／ペーシング機能あり	37100	サーモ（標準・ペーシング）	732910000	次のいずれにも該当すること。 （ｉ）熱希釈法により、心拍出量を測定するカテーテルであること。 （ii）圧測定用先端孔ルーメン、バルーン拡張用ルーメン、指示液注入用ルーメン及びサーミスターを有すること。 （iii）体外ペーシング機能を有すること。 （iv）〔一側肺動脈閉塞試験機能あり〕に該当しないこと。
Ⅱ-005-(2)-①	連続心拍出量測定機能あり／混合静脈血酸素飽和度モニター機能あり	51100	サーモ（ＣＣＯ・オキシ）	732940000	次のいずれにも該当すること。 （ｉ）熱希釈法又は 右室圧測定 により、連続心拍出量を測定するカテーテルであること。 （ii）圧測定用先端孔ルーメン、バルーン拡張用ルーメン、指示液注入用ルーメン及びサーミスターを有すること。 （iii）混合静脈血酸素飽和度測定機能を有すること。 （iv）〔一側肺動脈閉塞試験機能あり〕に該当しないこと。
Ⅱ-005-(2)-②	連続心拍出量測定機能あり／混合静脈血酸素飽和度モニター機能なし	41100	サーモＣＣＯ	732950000	次のいずれにも該当すること。 （ｉ）熱希釈法により、連続心拍出量を測定するカテーテルであること。 （ii）圧測定用先端孔ルーメン、バルーン拡張用ルーメン、指示液注入用ルーメン及びサーミスターを有すること。 （iii）〔連続心拍出量測定機能あり／混合静脈血酸素飽和度モニター機能あり〕、〔一側肺動脈閉塞試験機能あり〕に該当しないこと。

Ⅱ-005 サーマダイリユーション用カテーテル（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0831第1号／令和8年8月31日にて改正

Ⅱ-005-(3)	一側肺動脈閉塞試験機能あり	74600	サーモUPAO	732960000	次のいずれにも該当すること。 （ア）熱希釈法により、心拍出量又は右室駆出率を測定するカテーテルであること。 （イ）圧測定用先端孔ルーメン、バルーン拡張用ルーメン、指示液注入用ルーメン及びサーミスターを有すること。 （ウ）一側肺動脈閉塞試験に使用するカテーテルであること。
-----------	---------------	-------	---------	-----------	--

留 意 事 項	【参考：Ⅱ-006 体外式連続心拍出量測定用センサー】 一人の患者について、体外式連続心拍出量測定用センサーとサーモダイリユーション用カテーテル又は循環機能評価用動脈カテーテルを同時に使用した場合はいずれか主たるもののみ算定する。				
------------------	--	--	--	--	--

Ⅱ-034 胆道ステントセット（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0831第1号／令和8年8月31日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 - 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（７）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「胆管用ステント」、又は類別が「機械器具（５１）医療用嚙管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「長期的使用胆管用カテーテル」、「短期的使用胆管用カテーテル」、「短期的使用胆管・膵管用カテーテル」、「消化管用ガイドワイヤ」、「非血管用ガイドワイヤ」若しくは「胆管拡張用カテーテル」であること。 - 胆管狭窄部に対し、胆管の拡張又は管腔の維持を目的に、経皮的又は経内視鏡的に胆管内に留置して使用するステント（ガイドワイヤ及びダイレーターを含む。）であること。
----	---

の機能考案区分	機能、使用目的及び構造により、一般型（５区分）及び自動装着システム付（ ３区分５区分 ）の合計 ８区分１０区分 に区分する。
---------	--

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
Ⅱ-034-(1)-①-7-i	一般型／永久留置型／ステント／ロング	92100	胆道ステント・一般・永久・ステント長	733640000	次のいずれにも該当すること。 （ア）メッシュ（網目）状の筒に拡張する機能を有するものであること。 （イ）デリバリーシステムと併用するものであること。 （ウ）ステント全長が４ｃｍ以上であること。
Ⅱ-034-(1)-①-7-ii	一般型／永久留置型／ステント／ショート	78900	胆道ステント・一般・永久・ステント短	733650000	次のいずれにも該当すること。 （ア）メッシュ（網目）状の筒に拡張する機能を有するものであること。 （イ）デリバリーシステムと併用するものであること。 （ウ）ステント全長が４ｃｍ未満であること。
Ⅱ-034-(1)-①-イ	一般型／永久留置型／デリバリーシステム	25400	胆道ステント・一般・永久・デリバリー	733660000	〔「永久留置型／ステント」の全て〕と併用し使用するものであること。
Ⅱ-034-(1)-②-7	一般型／一時留置型／ステント	3860	胆道ステント・一般・一時・ステント	733670000	次のいずれにも該当すること。 （ア）メッシュ（網目）状の筒に拡張する機能を有しないものであること。 （イ）デリバリーシステムと併用するものであること。
Ⅱ-034-(1)-②-イ	／一般型／一時留置型／デリバリーシステム	13100	胆道ステント・一般・一時・デリバリー	733680000	〔一時留置型／ステント〕と併用し使用するものであること。
Ⅱ-034-(2)-①-7	自動装着システム付／永久留置型（標準型）／カバーあり	220000	胆道ステント・自動・永久・カバー有	733690000	次のいずれにも該当すること。 （ア）ステント及びデリバリーカテーテルで構成され、ステントを患部まで運び、遊離させる自動装着システムを有するものであること。 （イ）メッシュ（網目）状の筒に拡張する機能を有するものであること。 （ウ）ステント表面が皮膜によりカバーされていること。
Ⅱ-034-(2)-①-イ	自動装着システム付／永久留置型（標準型）／カバーなし	209000	胆道ステント・自動・永久・カバー無	733700000	次のいずれにも該当すること。 （ア）ステント及びデリバリーカテーテルで構成され、ステントを患部まで運び、遊離させる自動装着システムを有するものであること。 （イ）メッシュ（網目）状の筒に拡張する機能を有するものであること。 （ウ）ステント表面が皮膜によりカバーされていないこと。
Ⅱ-034-(2)-②	自動装着システム付／一時留置型	36300	胆道ステント・自動・一時	733710000	次のいずれにも該当すること。 （ア）ステント及びデリバリーカテーテルで構成され、患部までステントを運び、遊離させる自動装着システムを有するものであること。 （イ）メッシュ（網目）状の筒に拡張する機能を有しないものであること。

Ⅱ-034 胆道ステントセット（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0831第1号／令和8年8月31日にて改正

Ⅱ-034-(2)-③-7	自動装着システム付／永久留置型（分岐部対応型）／カバーあり	345000	—	750110040	次のいずれにも該当すること。 （ア）ステント及びデリバリーカテーテルで構成され、二分岐管腔の双方にステントを送達することのできる自動装着システムを有するものであること。 （イ）肝門部胆管閉塞の治療を目的に使用する金属製の自己拡張型のステントであり、二分岐形状であること。 （ウ）ステント表面が皮膜によりカバーされていること。
Ⅱ-034-(2)-③-4	自動装着システム付／永久留置型（分岐部対応型）／カバーなし	340000	—	750110041	次のいずれにも該当すること。 （ア）ステント及びデリバリーカテーテルで構成され、二分岐管腔の双方にステントを送達することのできる自動装着システムを有するものであること。 （イ）肝門部胆管閉塞の治療を目的に使用する金属製の自己拡張型のステントであり、二分岐形状であること。 （ウ）ステント表面が皮膜によりカバーされていないこと。

留 意 事 項	【Ⅱ-034 胆道ステントセット】 （1）胆道ステントセットは、24時間以上体内留置した場合に算定できる。 （2）ガイドワイヤーは、別に算定できない。 （3）自動装着システム付・永久留置型・分岐部対応型 関連学会の定める適正使用指針を遵守し、外科的に切除不能な胆道癌による肝門部胆管の閉塞又は狭窄に対して、両葉ドレナージを実施する場合に、1回の手術に対し1個を限度として算定できる。				
------------------	---	--	--	--	--

Ⅱ-057 人工股関節用材料（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0630第7号／令和8年6月30日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 - 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「人工骨頭」、「表面置換型人工股関節」、「人工股関節寛骨臼コンポーネント」、「人工股関節寛骨臼サポートコンポーネント」、「人工股関節大腿骨コンポーネント」、「全人工股関節」又は「人工関節セット」であること。 - 人工股関節置換術（再置換術も含む。）、人工骨頭挿入術又は関節形成術の際に使用する関節機能再建のための材料であること。
----	--

機能区分の考え方	人工股関節は、骨盤側材料又は大腿骨側材料に大別し、次に規定する固定方法、使用目的及び構造によりそれぞれ骨盤側材料（１２区分）、大腿骨側材料（１０区分）及び単純人工骨頭の合計２３区分に区分する。 固定方法の違い 直接固定 骨との固定力を強化することを目的として次の表面処理が単独又は他の表面処理と併せて行われたものであって、骨への固定に骨セメントを用いる必要がないものをいう。 （ア）多孔処理（ビーズコーティング、ファイバメッシュ、スポンジメタル等） （イ）強粗面処理（チタン溶射、グリッドブラスト等） （ウ）水酸アパタイト系コーティング処理 間接固定 骨セメントとの固定力強化若しくは骨セメント強度の劣化防止を目的として次の表面処理等が行われたもの、又は無処理のものであって骨への固定に骨セメントを用いる必要があるものをいう。 （ア）表面マクロ加工（材料表面への溝、段、突起の付与又はマクロテクスチャー等の弱粗面処理） （イ）ポリメチルメタクリレートコーティング
----------	--

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
Ⅱ-057-(1)-①-7	骨盤側材料／臼蓋形成用カップ（直接固定型）／標準型	124000	人工股関節ＨＡ－１	738370000	次のいずれにも該当すること。 （ア）股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ（再置換用を含む。）であること。 （イ）再建用臼蓋形成カップに該当しないこと。 （ウ）固定方法が直接固定であること。 （エ）〔臼蓋形成用カップ（直）／特殊型〕、〔臼蓋形成用カップ（直）／デュアルモビリティ用〕に該当しないこと。
Ⅱ-057-(1)-①-イ	骨盤側材料／臼蓋形成用カップ（直接固定型）／特殊型	184000	人工股関節ＨＡ－１－２	710010617	次のいずれにも該当すること。 （ア）股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ（再置換用を含む。）であること。 （イ）再建用臼蓋形成カップに該当しないこと。 （ウ）固定方法が直接固定であること。 （エ）以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 （ｉ）骨との固定力を強化するためのポーラス状のタンタル又はチタンによる表面加工 （ii）感染症を低減させることを目的とした加工
Ⅱ-057-(1)-①-ウ	骨盤側材料／臼蓋形成用カップ（直接固定型）／デュアルモビリティ用	110000	人工股関節ＨＡ－１－３	710010710	次のいずれにも該当すること。 （ア）股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ（再置換用を含む。）であること。 （イ）再建用臼蓋形成カップに該当しないこと。 （ウ）固定方法が直接固定であること。 （エ）大腿骨側材料の脱臼を防ぐために、〔ライナー／デュアルモビリティ対応型〕と組み合わせて使用し、臼蓋形成用カップとライナー及びライナーと大腿骨ステムヘッドの間で、二つの関節摺動面を確保するものであること。
Ⅱ-057-(1)-②-7	骨盤側材料／臼蓋形成用カップ（間接固定型）／標準型	55300	人工股関節ＨＡ－２	738380000	次のいずれにも該当すること。 （ア）股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ（再置換用を含む。）であること。 （イ）再建用臼蓋形成カップに該当しないこと。 （ウ）固定方法が間接固定であること。 （エ）〔臼蓋形成用カップ（間）／デュアルモビリティ用〕に該当しないこと。

Ⅱ-057 人工股関節用材料（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0630第7号／令和8年6月30日にて改正

Ⅱ-057-(1)-②-イ	骨盤側材料／臼蓋形成用カップ（間接固定型）／デュアルモビリティ用	176000	人工股関節 H A-2-1	750110019	次のいずれにも該当すること。 （ア）股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ（再置換用を含む。）であること。 （イ）再建用臼蓋形成カップに該当しないこと。 （ウ）固定方法が間接固定であること。 （エ）大腿骨側材料の脱臼を防ぐために、〔ライナー／デュアルモビリティ対応型〕と組み合わせて使用し、臼蓋形成用カップとライナー及びライナーと大腿骨ステムヘッドの間で、二つの関節摺動面を確保するものであること。
Ⅱ-057-(1)-③-7	骨盤側材料／カップ・ライナー一体型（間接固定型）／カップ・ライナー一体型（Ⅱ）	77000	人工股関節 H A-2-2	710010500	次のいずれにも該当すること。 （ア）股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成カップ（再置換用を含む。）であって、カップの内側に関節摺動面を有し、ライナー機能を併せもつものであること。 （イ）再建用臼蓋形成カップに該当しないこと。 （ウ）固定方法が間接固定であること。 （エ）〔カップ・ライナー一体型（Ⅲ）〕に該当しないこと。
Ⅱ-057-(1)-③-イ	骨盤側材料／カップ・ライナー一体型（間接固定型）／カップ・ライナー一体型（Ⅲ）	95500	人工股関節 H A-2-3	710010721	次のいずれにも該当すること。 （ア）股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成カップ（再置換用を含む。）であって、カップの内側に関節摺動面を有し、ライナー機能を併せもつものであること。 （イ）再建用臼蓋形成カップに該当しないこと。 （ウ）固定方法が間接固定であること。 （エ）摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 （i）ガンマ線又は電子線照射及び融点以下の熱処理を連続しておこなうことによる架橋処理が施されていること。 （ii）ビタミン E に浸漬又は添加されていること。
Ⅱ-057-(1)-④-7	骨盤側材料／ライナー／標準型	48000	人工股関節 H A-3	738390000	次のいずれにも該当すること。 （ア）股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ（再置換用を含む。）と組み合わせて使用し、関節摺動面を確保するものであること。 （イ）骨盤側の骨に直接設置するものではないこと。 （ウ）〔ライナー／特殊型〕、〔ライナー／特殊型・表面特殊加工付き〕、〔ライナー／デュアルモビリティ対応型〕に該当しないこと。
Ⅱ-057-(1)-④-イ	骨盤側材料／ライナー／特殊型	72300	人工股関節 H A-3-2	710010285	次のいずれにも該当すること。 （ア）股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ（再置換用を含む。）と組み合わせて使用し、関節摺動面を確保するものであること。 （イ）骨盤側の骨に直接設置するものではないこと。 （ウ）摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 （i）ガンマ線又は電子線照射及び融点以下の熱処理を連続しておこなうことによる架橋処理が施されていること。 （ii）ビタミン E に浸漬又は添加されていること。 （iii）材質がジルコニア強化高純度アルミナマトリックス複合材料又はアルミナ強化ジルコニア複合材料であること。 （iv）抗酸化剤を添加した原材料にガンマ線照射をおこなうことによる架橋処理が施されていること。 （エ）〔ライナー／特殊型・表面特殊加工付き〕に該当しないこと。
Ⅱ-057-(1)-④-ウ	骨盤側材料／ライナー／特殊型・表面特殊加工付き	76100	人工股関節 H A-3-3	710011109	次のいずれにも該当すること。 （ア）股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ（再置換用を含む。）と組み合わせて使用し、関節摺動面を確保するものであること。 （イ）骨盤側の骨に直接設置するものではないこと。 （ウ）表面に 2-メタクリロイルオキシエチルホスホリルコリンが光化学的にグラフトされていることにより、耐摩耗性が向上し、摩耗粉が少なくなることで、再置換術に至るリスクの低減が期待されることが薬事承認又は認証事項に明記されていること。

Ⅱ-057 人工股関節用材料（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0630第7号／令和8年6月30日にて改正

Ⅱ-057-(1)-④-Ⅰ	骨盤側材料／ライナー／デュアルモビリティ対応型	77200	人工股関節ＨＡ－３－４	710010712	次のいずれにも該当すること。 （ア）股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ（再置換用を含む。）又はライナーと組み合わせて使用し、外側は臼蓋形成用カップ又はライナーとの間で、内側は大腿骨ステムヘッドとの間で関節摺動面を確保するものであること。 （イ）骨盤側の骨に直接設置するものではないこと。 （ウ）摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 （i）ガンマ線又は電子線照射及び融点以下の熱処理を連続しておこなうことによる架橋処理が施されていること。 （ii）ビタミンＥに浸漬又は添加されていること。 （iii）ガンマ線照射及び熱処理を行うことによる架橋処理が施されていること。 （iv）抗酸化剤を添加した原材料にガンマ線照射をおこなうことによる架橋処理が施されていること。
Ⅱ-057-(1)-⑤	骨盤側材料／デュアルモビリティライナー	106000	人工股関節ＨＡ－３－５	710010769	次のいずれにも該当すること。 （ア）股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ（再置換用を含む。）を〔ライナー／デュアルモビリティ対応型〕と組み合わせて使用し、内側に〔ライナー／デュアルモビリティ対応型〕との関節摺動面を確保するものであること。 （イ）骨盤側の骨に直接設置するものではないこと。
Ⅱ-057-(2)-①-7	大腿骨側材料／大腿骨ステム（直接固定型）／標準型	272000	人工股関節ＨＦ－４	738400000	次のいずれにも該当すること。 （ア）股関節の機能を代替するために大腿骨側に使用するステム（再置換用を含む。）であり、ネック部分は含まないこと。 （イ）固定方法が直接固定であること。 （ウ）〔大腿骨ステム（直）／特殊型〕に該当しないこと。
Ⅱ-057-(2)-①-Ⅰ	大腿骨側材料／大腿骨ステム（直接固定型）／特殊型	499000	人工股関節ＨＦ－４－２	710010625	次のいずれにも該当すること。 （ア）股関節の機能を代替するために大腿骨側に使用するステム（再置換用を含む。）であり、ネック部分は含まないこと。 （イ）固定方法が直接固定であること。 （ウ）以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 （i）骨との固定力を強化するためのポーラス状のタンタル又はチタン合金による表面加工 （ii）感染症を低減させることを目的とした加工
Ⅱ-057-(2)-②-7	大腿骨側材料／大腿骨ステム（間接固定型）／標準型	137000	人工股関節ＨＦ－５	738410000	次のいずれにも該当すること。 （ア）股関節の機能を代替するために大腿骨側に使用するステム（再置換用を含む。）であり、ネック部分は含まないこと。 （イ）固定方法が間接固定であること。 （ウ）〔大腿骨ステム（間）／特殊型〕に該当しないこと。
Ⅱ-057-(2)-②-Ⅰ	大腿骨側材料／大腿骨ステム（間接固定型）／特殊型	137000	人工股関節ＨＦ－５－２	729920016	次のいずれにも該当すること。 （ア）股関節の機能を代替するために大腿骨側に使用するステム（再置換用を含む。）であり、ネック部分は含まないこと。 （イ）固定方法が間接固定であること。 （ウ）大腿骨に対する固定の弛みを低減するための鏡面加工又はスームス加工が表面に施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。
Ⅱ-057-(2)-③-7	大腿骨側材料／大腿骨ステムヘッド／大腿骨ステムヘッド（Ⅰ）	80800	人工股関節ＨＦ－６	738420000	次のいずれにも該当すること。 （ア）股関節の機能を代替するために大腿骨ステムと組み合わせて使用するものであること。 （イ）〔大腿骨ステムヘッド（Ⅱ）〕、〔「人工骨頭用」の全て〕に該当しないこと。

Ⅱ-057 人工股関節用材料（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0630第7号／令和8年6月30日にて改正

Ⅱ-057-(2)-③-イ	大腿骨側材料／大腿骨ステムヘッド／大腿骨ステムヘッド（Ⅱ）	90200	人工股関節HF-6-2	710010618	次のいずれにも該当すること。 （ア）股関節の機能を代替するために大腿骨ステムと組み合わせて使用するものであること。 （イ）摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 （i）材質が表面酸化処理ジルコニウム合金であること。 （ii）材質がジルコニア強化アルミナ又はアルミナ強化ジルコニアであること。 （ウ）〔大腿骨ステムヘッド（Ⅰ）〕、〔「人工骨頭用」の全て〕に該当しないこと。
Ⅱ-057-(2)-④-7	大腿骨側材料／人工骨頭用／モノポーラカップ	87200	人工股関節HM-7	738430000	次のいずれにも該当すること。 （ア）臼蓋形成用カップを設置しない人工骨頭挿入術の際に、ステムヘッドを骨盤側と直接摺動させることを目的に、大腿骨ステムと組み合わせて使用するもの（モノポーラ用スリーブ及びアタッチメントを含む。）であること。 （イ）〔大腿骨ステムヘッド（Ⅰ）・（Ⅱ）〕、〔バイポーラカップ（Ⅰ）・（Ⅱ）〕に該当しないこと。
Ⅱ-057-(2)-④-イ	大腿骨側材料／人工骨頭用／バイポーラカップ（Ⅰ）	96800	人工股関節HB-8	738440000	次のいずれにも該当すること。 （ア）人工骨頭挿入術の際に、ステムヘッドの摺動面確保を目的にステムヘッドと組み合わせて使用する骨頭形成用カップであること。 （イ）〔大腿骨ステムヘッド（Ⅰ）・（Ⅱ）〕、〔モノポーラカップ〕、〔バイポーラカップ（Ⅱ）〕に該当しないこと。
Ⅱ-057-(2)-④-ウ	大腿骨側材料／人工骨頭用／バイポーラカップ（Ⅱ）	150000	人工股関節HB-8-2	710010733	次のいずれにも該当すること。 （ア）人工骨頭挿入術の際に、ステムヘッドの摺動面確保を目的にステムヘッドと組み合わせて使用する骨頭形成用カップであること。 （イ）摩耗粉を軽減するための以下の加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 ビタミンEに浸漬又は添加されていること。
Ⅱ-057-(2)-⑤	大腿骨側材料／大腿骨ネック	96400	人工股関節HB-8-3	710010941	股関節の機能を代替するために大腿骨側に使用するステムと組み合わせて使用する、ネック部分であること。
Ⅱ-057-(3)	単純人工骨頭	101000	人工股関節HE-9	738450000	人工骨頭挿入術に用いる専用ステムであって、ステムとステムヘッド部が一体となっており、分離不能な構造となっているものであること。

留 意 事 項	【Ⅱ-057 人工股関節用材料】 （１）人工股関節用材料及び人工膝関節用材料に併用される部品の費用は、特に規定する場合を除き、人工股関節用材料及び人工膝関節用材料の材料価格に含まれるものであり、別途特定保険医療材料として算定できない。 （２）臼蓋形成用カップ及びライナーが組み合わされ一体化されている製品であって、固定方法が間接固定であるものを使用した場合は、カップ・ライナー一体型（間接固定型）を算定する。 （３）（２）に規定する場合を除き、複数の機能区分が一体化されている製品を使用した場合は、それぞれ算定する。 （４）骨盤側材料・臼蓋形成用カップ（直接固定型）・デュアルモビリティ用、骨盤側材料・臼蓋形成用カップ（間接固定型）・デュアルモビリティ用及び骨盤側材料・デュアルモビリティ化ライナーは骨盤側材料・ライナー・デュアルモビリティ対応型と組み合わせて使用した場合に限り、それぞれ算定する。
------------------	--

Ⅱ-058 人工膝関節用材料（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0731第1号／令和8年7月31日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 - 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「片側型人工膝関節」、「片側置換型脛骨用人工膝関節」、「全人工膝関節」、「人工膝関節大腿骨コンポーネント」、「人工膝関節脛骨コンポーネント」、「人工膝関節膝蓋骨コンポーネント」又は「人工関節セット」であること。 - 人工膝関節置換術の実施時に使用する関節機能再建のための材料であること。
----	---

機能区分の考え方	人工膝関節は、大腿骨側材料、脛骨側材料、膝蓋骨材料及びインサートに大別し、次に規定する使用部位及び固定方法の違いにより、それぞれ大腿骨側材料（７区分）、脛骨側材料（６区分）、膝蓋骨材料（２区分）及びインサート（２区分）の合計１７区分に区分する。 - 使用部位の違い@≪２≫全置換用 膝関節の内側及び外側を置換する場合に用いるものをいう。 片側置換用@≪２≫膝関節の内側又は外側を置換する場合に用いるものをいう。 - 固定方法の違い 直接固定 骨との固定力を強化することを目的として次の表面処理が単独又は他の表面処理と併せて行われたものであって、骨への固定に骨セメントを用いる必要がないものをいう。 （ア）多孔処理（ビーズコーティング、ファイバメッシュ、スポンジメタル等） （イ）強粗面処理（チタン溶射、グリッドブラスト等） （ウ）水酸アパタイト系コーティング処理 間接固定 骨セメントとの固定力強化若しくは骨セメント強度の劣化防止を目的として次の表面処理等が行われたもの又は無処理のものであって、骨への固定に骨セメントを用いる必要があるものをいう。 （ア）表面マクロ加工（材料表面への溝、段、突起の付与又はマクロテクスチャー等の弱粗面処理） （イ）ポリメチルメタクリレートコーティング
----------	--

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
Ⅱ-058-(1)-①	大腿骨側材料／全置換用材料（直接固定型）	240000	人工膝関節ＫＦ－１	738460000	次のいずれにも該当すること。 （ア）膝関節の機能を代替するために大腿骨側に使用する材料であること。 （イ）置換する部位が全置換用（再置換用を含む。）であること。 （ウ）再建用大腿骨遠位補綴用及び再建用大腿骨表面置換用に該当しないこと。 （エ）固定方法が直接固定であること。
Ⅱ-058-(1)-②-7	大腿骨側材料／全置換用材料（間接固定型）／標準型	236000	人工膝関節ＫＦ－２	738470000	次のいずれにも該当すること。 （ア）膝関節の機能を代替するために大腿骨側に使用する材料であること。 （イ）置換する部位が全置換用（再置換用を含む。）であること。 （ウ）再建用大腿骨遠位補綴用及び再建用大腿骨表面置換用に該当しないこと。 （エ）固定方法が間接固定であること。 （オ）〔大腿骨側材料／全置換用材料（間）／特殊型〕に該当しないこと。
Ⅱ-058-(1)-②-4	大腿骨側材料／全置換用材料（間接固定型）／特殊型	322000	人工膝関節ＫＦ－２－２	710010267	次のいずれにも該当すること。 （ア）膝関節の機能を代替するために大腿骨側に使用する材料であること。 （イ）置換する部位が全置換用（再置換用を含む。）であること。 （ウ）再建用大腿骨遠位補綴用及び再建用大腿骨表面置換用に該当しないこと。 （エ）固定方法が間接固定であること。 （オ）金属イオン溶出又は摩耗粉の低減を目的として、以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 （i）材質が表面酸化処理ジルコニウム合金又は窒化表面硬化処理チタン合金であること。 （ii）材質又は表面コーティングが窒化チタンニオブであること。
Ⅱ-058-(1)-③	大腿骨側材料／片側置換用材料（直接固定型）	177000	人工膝関節ＫＨ－３	738480000	次のいずれにも該当すること。 （ア）膝関節の機能を代替するために大腿骨側に使用する材料であること。 （イ）置換する部位が片側置換用（左右又は前後の片側）であること。 （ウ）固定方法が直接固定であること。

Ⅱ-058 人工膝関節用材料（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0731第1号／令和8年7月31日にて改正

Ⅱ-058-(1)-④-7	大腿骨側材料／片側置換用材料（間接固定型）／標準型	142000	人工膝関節KH-4	738490000	次のいずれにも該当すること。 （ア）膝関節の機能を代替するために大腿骨側に使用する材料であること。 （イ）置換する部位が片側置換用（左右又は前後の片側）であること。 （ウ）固定方法が間接固定であること。 （エ）〔大腿骨側材料／片側置換用材料（間）／特殊型〕、〔大腿骨側材料／片側置換用材料（間）／手術用支援機器専用型〕に該当しないこと。
Ⅱ-058-(1)-④-イ	大腿骨側材料／片側置換用材料（間接固定型）／特殊型	185000	人工膝関節KH-4-2	710010734	次のいずれにも該当すること。 （ア）膝関節の機能を代替するために大腿骨側に使用する材料であること。 （イ）置換する部位が片側置換用（左右又は前後の片側）であること。 （ウ）固定方法が間接固定であること。 （エ）金属イオン溶出又は摩耗粉の低減を目的として、以下の加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 （オ）材質が表面酸化処理ジルコニウム合金又は窒化チタンニオブであること。
Ⅱ-058-(1)-④-ウ	大腿骨側材料／片側置換用材料（間接固定型）／手術用支援機器専用型	148000	人工膝関節KH-4-3	710011092	次のいずれにも該当すること。 （ア）膝関節の機能を代替するために大腿骨側に使用する材料であること。 （イ）置換する部位が片側置換用（左右又は前後の片側）であること。 （ウ）固定方法が間接固定であること。 （エ）使用方法が手術支援装置の支援下に限定されるものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。
Ⅱ-058-(2)-①-7	脛骨側材料／全置換用材料（直接固定型）／標準型	147000	人工膝関節KT-5	738500000	次のいずれにも該当すること。 （ア）膝関節の機能を代替するために脛骨側に使用する材料であること。 （イ）置換する部位が全置換用であること。 （ウ）固定方法が直接固定であること。 （エ）〔脛骨側材料／全置換用材料（直）／特殊型〕に該当しないこと。
Ⅱ-058-(2)-①-イ	脛骨側材料／全置換用材料（直接固定型）／特殊型	194000	人工膝関節KT-5-2	710010626	次のいずれにも該当すること。 （ア）膝関節の機能を代替するために脛骨側に使用する材料であること。 （イ）置換する部位が全置換用であること。 （ウ）固定方法が直接固定であること。 （エ）骨との固定力を強化するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 （i）ポーラス状のタンタルによる表面加工 （ii）ポーラス状の純チタン又はチタン合金による表面加工
Ⅱ-058-(2)-②	脛骨側材料／全置換用材料（間接固定型）	140000	人工膝関節KT-6	738510000	次のいずれにも該当すること。 （ア）膝関節の機能を代替するために脛骨側に使用する材料であること。 （イ）置換する部位が全置換用であること。 （ウ）固定方法が間接固定であること。
Ⅱ-058-(2)-③	脛骨側材料／片側置換用材料（直接固定型）	161000	人工膝関節KH-7	738520000	次のいずれにも該当すること。 （ア）膝関節の機能を代替するために脛骨側に使用する材料であること。 （イ）置換する部位が片側置換用であること。 （ウ）固定方法が直接固定であること。
Ⅱ-058-(2)-④-7	脛骨側材料／片側置換用材料（間接固定型）／標準型	105000	人工膝関節KH-8	738530000	次のいずれにも該当すること。 （ア）膝関節の機能を代替するために脛骨側に使用する材料であること。 （イ）置換する部位が片側置換用であること。 （ウ）固定方法が間接固定であること。 （エ）〔脛骨側材料／片側置換用材料（間）／手術用支援機器専用型〕に該当しないこと。

Ⅱ-058 人工膝関節用材料（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0731第1号／令和8年7月31日にて改正

Ⅱ-058-(2)-④-イ	脛骨側材料／片側置換用材料（間接固定型）／手術用支援機器専用型	111000	人工膝関節KH-8-2	710011094	次のいずれにも該当すること。 （ア）膝関節の機能を代替するために脛骨側に使用する材料であること。 （イ）置換する部位が片側置換用であること。 （ウ）固定方法が間接固定であること。 （エ）使用方法が手術支援装置の支援下に限定されるものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。
Ⅱ-058-(3)-①	膝蓋骨材料／膝蓋骨置換用材料（Ⅰ）	32000	人工膝関節KP-9	738540000	次のいずれにも該当すること。 （ア）膝蓋骨の機能を代替する材料であること。 （イ）〔膝蓋骨置換用材料（Ⅲ）〕に該当しないこと。
Ⅱ-058-(3)-②	膝蓋骨材料／膝蓋骨置換用材料（Ⅲ）	47500	人工膝関節KP-10	710010286	次のいずれにも該当すること。 （ア）膝蓋骨の機能を代替する材料であること。 （イ）摩耗粉を軽減するため、又は骨との固定力を強化するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 （i）ビタミンEに浸漬又は添加されていること。 （ii）ガンマ線又は電子線照射及び融点以下の熱処理を連続しておこなうことによる架橋処理が施されていること。 （iii）ポーラス状のタンタルによる表面加工がなされていること。 （iv）ポーラス状の純チタン又はチタン合金による表面加工がなされていること。 （v）抗酸化剤を添加した原材料にガンマ線照射をおこなうことによる架橋処理が施されていること。
Ⅱ-058-(4)	インサート（Ⅰ）	48300	人工膝関節KI-11	738560000	次のいずれにも該当すること。 （ア）脛骨側材料・全置換用（再置換用を含む。）又は脛骨側材料・片側置換用と組み合わせて、関節摺動面に使用するものであること。 （イ）〔インサート（Ⅱ）〕に該当しないこと。
Ⅱ-058-(5)	インサート（Ⅱ）	71500	人工膝関節KI-12	710010288	次のいずれにも該当すること。 （ア）脛骨側材料・全置換用（再置換用を含む。）又は脛骨側材料・片側置換用と組み合わせて、関節摺動面に使用するものであること。 （イ）摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 （i）ビタミンEに浸漬又は添加されていること。 （ii）ガンマ線又は電子線照射及び融点以下の熱処理を連続しておこなうことによる架橋処理が施されていること。 （iii）抗酸化剤を添加した原材料にガンマ線照射をおこなうことによる架橋処理が施されていること。

留 意 事 項	【Ⅱ-058 人工膝関節用材料】 （１）人工股関節用材料及び人工膝関節用材料に併用される部品の費用は、特に規定する場合を除き、人工股関節用材料及び人工膝関節用材料の材料価格に含まれるものであり、別途特定保険医療材料として算定できない。 （２）臼蓋形成用カップ及びライナーが組み合わされ一体化されている製品であって、固定方法が間接固定であるものを使用した場合は、カップ・ライナー一体型（間接固定型）を算定する。 （３）（２）に規定する場合を除き、複数の機能区分が一体化されている製品を使用した場合は、それぞれ算定する。
------------------	--

Ⅱ-106 微線維性コラーゲン（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0831第1号／令和8年8月31日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 ~~-(1)-~~ 1 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「コラーゲン使用吸収性局所止血材」、「ゼラチン使用吸収性局所止血材」又は「ヒトロロンビン含有ゼラチン使用吸収性局所止血材」であること。 ~~-(2)-~~ 2 止血を目的として使用する微線維性のコラーゲン又は止血・接着を目的として使用するゼラチンを配合した接着剤（ゼラチン止血・接着剤）であること。
----	---

の機能 考 え 区 分	~~-(該当なし)-~~ 形状及び成分により、標準型およびフロアブル型（トロンビン非含有）の合計2区分に区分する。
-------------------------	--

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
Ⅱ-106-(1)	微線維性コラーゲン標準型	1g当たり 12900	—	724390000	~~-(該当なし)-~~ 〔フロアブル型（トロンビン非含有）〕に該当しないこと。
Ⅱ-106-(2)	フロアブル型（トロンビン非含有）	48700	—	750110042	次のいずれにも該当すること。 （ア）フロアブルタイプの止血材であること。 （イ）ヒトロロンビンを含有しないこと。

留 意 事 項	【Ⅱ－１０６ 微線維性コラーゲン】 （１）微線維性コラーゲンは、肝、脾、脾、脳、脊髄の実質性出血及び硬膜出血並びに脊椎・脊髄手術における硬膜外静脈叢・硬膜近傍骨部、大動脈切開縫合吻合部（人工血管を含む。）、心臓切開縫合閉鎖部、心臓表面、ＡＣバイパス吻合部、胸骨断面、肺切離面、胸膜剥離面及び縦隔リンパ節郭清部、関節手術における骨切り面、子宮実質、膀胱・骨盤内腹膜・直腸剥離面、傍大動脈リンパ節郭清部、骨盤内リンパ節郭清部、骨盤底又は骨盤壁からの出血で、結紮、レーザーメス又は通常の処置による止血が無効又は実施できない場合において、止血に使用した場合に算定する。 （２）微線維性コラーゲンは、粉末状のもの、シート状のもの又は綿状のものにかかわらず算定できる。 （３）ゼラチン止血・接着剤は、解離性大動脈瘤の解離腔、大動脈切開縫合吻合部（人工血管を含む。）、ＡＣバイパス吻合部又は肺若しくは肝切離面に対し、結紮、レーザーメス又は通常の処置による止血・閉鎖が無効又は実施できない場合において、止血・閉鎖のために使用した場合に算定できる。 （４）フロアブル型（トロンビン非含有）は、１回の手術に対して１個まで算定できる。
------------------	--

Ⅱ-113 植込式心臓ペースメーカー用リード（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0831第1号／令和8年8月31日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 - 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（７）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「心外膜植込み型ペースメーカーリード」、「心内膜植込み型ペースメーカーリード」、「植込み型除細動器・ペースメーカーリード」又は「植込み型ペースメーカーアダプタ」であること。 - 不整脈の治療を目的にペースメーカーと接続して使用する導線又は導線に付加して植え込まれるものであること。 【訂正：事務連絡／令和８年５月１日】
----	---

の機能 考 え 区 分	構造、付加機能及び使用部位により、リード（７区分）、アダプター及びアクセサリーの合計９区分に区分する。
-------------------------	---

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
Ⅱ-113-(1)-①-ア	リード／経静脈リード／標準型	67500	ー	736950000	次のいずれにも該当すること。 （ア）経静脈的に心腔内に留置する導線であること。 （イ）〔シングルバスＶＤＤリード〕、〔誤感知防止型〕、〔４極〕、〔特殊型〕に該当しないこと。
Ⅱ-113-(1)-①-イ	リード／経静脈リード／シングルバスＶＤＤリード	106000	ー	736960000	次のいずれにも該当すること。 （ア）経静脈的に心腔内に留置する導線であること。 （イ）心房用、心室用の両方の電極を持つこと。
Ⅱ-113-(1)-①-ウ	リード／経静脈リード／誤感知防止型	126000	ー	710010603	次のいずれにも該当すること。 （ア）経静脈的に心腔内に留置する導線であること。 （イ）電極間距離が１．２mm以下のものであって、ファーフールドセンシング（心室波を心房側で感知する現象）を低減する機能を有すること。
Ⅱ-113-(1)-①-エ	リード／経静脈リード／４極	129000	ー	710010688	次のいずれにも該当すること。 （ア）経静脈的に冠状静脈に留置する導線であること。 （イ）４つの電極を持つこと。
Ⅱ-113-(1)-①-オ	リード／経静脈リード／特殊型	77000	ー	739310009	次のいずれにも該当すること。 （ア）経静脈的に心腔内に留置する導線であること。 （イ）ルーメンレス構造又は電極留置の補助機構若しくは耐久性向上のための工夫がなされたスタイレットルーメン構造を有するものであること。 （ウ）左脚領域ペーシングに使用できることが、薬事承認又は認証上明記されていること。
Ⅱ-113-(1)-②-ア	リード／心筋用リード／単極	81700	ー	736970000	次のいずれにも該当すること。 （ア）開胸術又は胸部小切開により、心外膜又は心筋に直接先端を固定する導線であること。 （イ）〔双極〕に該当しないこと。
Ⅱ-113-(1)-②-イ	リード／心筋用リード／双極	90600	ー	736980000	次のいずれにも該当すること。 （ア）開胸術又は胸部小切開により、心外膜又は心筋に直接先端を固定する導線であること。 （イ）プラス、マイナスの２つの電極を有すること。

Ⅱ-113 植込式心臓ペースメーカー用リード（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0831第1号／令和8年8月31日にて改正

Ⅱ-113-(2)	アダプター	26400	—	736990000	ペースメーカー及びペースメーカー用リードを中継又は適合させる目的で使用するものであって、コネクタを有するものであること。
Ⅱ-113-(3)	アクセサリ	3010	—	737000000	ペースメーカー用リードを固定又は保護することを目的としてペースメーカー用リードに付加して植込まれるもので、コネクタを有しないものであること。

留 意 事 項	【Ⅱ-113 植込式心臓ペースメーカー用リード】 植込式心臓ペースメーカー用リードを植込型除細動器に接続し使用した場合は、そのリードの機能に応じ、経静脈リードの標準型又は誤感知防止型として算定する。
------------------	--

Ⅱ-117 植込型除細動器（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0831第1号／令和8年8月31日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 1 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（１２）理学診療用器具」であって、一般的名称が「自動植込み型除細動器」又は「デュアルチャンバ自動植込み型除細動器」であること。 2 心室性頻拍等の治療を目的として、体内に植え込み、心室センシング、ペーシング、抗頻拍ペーシング治療及び除細動のうち、除細動を含む１つ以上を行うものであること。
----	---

の機能 考 能 え 区 分	植込可能な部位及び電極機能の有無等により、Ⅲ型（ 3区分4区分 ）及びⅤ型（ 2区分 ）の合計 4区分6区分 に区分する。
------------------------------	--

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
Ⅱ-117-(1)-①	植込型除細動器（Ⅲ型）／標準型	2580000	—	730660000	次のいずれにも該当すること。 （ア）胸部に植え込みが可能なものであること。 （イ）除細動器本体が除細動用電極の機能を有するものであること。 （ウ）除細動放電パルスが二相性であること。 （エ）〔皮下植込式電極併用型〕、〔胸骨下植込式電極併用型〕、〔 植込型除細動器（Ⅲ型）／内因性抗頻拍ペーシング機能付き 〕、〔 「植込型除細動器（Ⅴ型）」の全て 〕に該当しないこと。
Ⅱ-117-(1)-②	植込型除細動器（Ⅲ型）／皮下植込式電極併用型	3120000	—	710010890	次のいずれにも該当すること。 （ア）胸部に植え込みが可能なものであること。 （イ）除細動器本体が除細動用電極の機能を有するものであること。 （ウ）除細動放電パルスが二相性であること。 （エ）植込型除細動器用カテーテル電極（皮下植込型）と共に使用されること。 （オ）〔胸骨下植込式電極併用型〕、〔 植込型除細動器（Ⅲ型）／内因性抗頻拍ペーシング機能付き 〕、〔 「植込型除細動器（Ⅴ型）」の全て 〕に該当しないこと。
Ⅱ-117-(1)-③	植込型除細動器（Ⅲ型）／胸骨下植込式電極併用型	3560000	—	739310010	次のいずれにも該当すること。 （ア）胸部に植え込みが可能なものであること。 （イ）除細動器本体が除細動用の電極の機能を有するものであること。 （ウ）除細動放電パルスが二相性であること。 （エ）植込型除細動器用カテーテル電極（胸骨下植込式）と共に使用されること。
Ⅱ-117-(1)-④	植込型除細動器（Ⅲ型）／内因性抗頻拍ペーシング機能付き	2720000	—	750110043	次のいずれにも該当すること。 （ア）胸部に植え込みが可能なものであること。 （イ）除細動器本体が除細動用電極の機能を有するものであること。 （ウ）除細動放電パルスが二相性であること。 （エ） 内因性抗頻拍ペーシング機能（心室頻拍を停止することができなかった直前の抗頻拍ペーシング治療結果に基づき、次のシーケンスのパラメータを自動調整する機能をいう。）を有するものであること。 （オ）〔 植込型除細動器（Ⅴ型）／内因性抗頻拍ペーシング機能付き 〕に該当しないこと。
Ⅱ-117-(2)-①	植込型除細動器（Ⅴ型）／ 標準型	2660000	—	710010658	次のいずれにも該当すること。 （ア）胸部に植え込みが可能なものであること。 （イ）除細動器本体が除細動用電極の機能を有するものであること。 （ウ）心房、心室両方に電気刺激を与えるデュアルチャンバ徐脈ペーシング機能を有するものであること。 （エ）房室伝導監視型心室ペーシング抑止機能を有するものであること。 （オ）〔 植込型除細動器（Ⅴ型）／内因性抗頻拍ペーシング機能付き 〕に該当しないこと。

II-117 植込型除細動器（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0831第1号／令和8年8月31日にて改正					
II-117-(2)-②	植込型除細動器（V型）／内因性抗頻拍 ペーシング機能付き	2800000	—	750110044	次のいずれにも該当すること。 （ア）胸部に植え込みが可能なるものであること。 （イ）除細動器本体が除細動用電極の機能を有するものであること。 （ウ）心房、心室両方に電気刺激を与えるデュアルチャンバ徐脈ペー シング機能を有するものであること。 （エ）房室伝導監視型心室ペーシング抑止機能を有するものであるこ と。 （オ）内因性抗頻拍ペーシング機能（心室頻拍を停止することができ なかった直前の抗頻拍ペーシング治療結果に基づき、次のシー ケンスのパラメータを自動調整する機能をいう。）を有するも のであること。
留 意 事 項	【参考：II-113 植込式心臓ペースメーカー用リード】 植込式心臓ペースメーカー用リードを植込型除細動器に接続し使用した場合は、そのリードの機能に応じ、経静脈リードの標準型又は誤感知防止型として算定する。				

Ⅱ-133 血管内手術用カテーテル（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0630第7号／令和8年6月30日にて改正

定義	（該当なし）
----	--------

機能区分の方	術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル、末梢血管用ステントセット（４区分）、ＰＴＡバルーンカテーテル（１０区分）、下大静脈留置フィルタセット（２区分）、冠動脈灌流用カテーテル、オクリュージョンカテーテル（３区分）、血管内血栓除去用留置カテーテル（５区分）、血管内異物除去用カテーテル（６区分）、血栓除去用カテーテル（１１区分）、塞栓用コイル（７区分）、汎用型圧測定用プローブ、循環機能評価用動脈カテーテル、静脈弁カッタ（３区分）、頸動脈用ステントセット（２区分）、狭窄部貫通用カテーテル、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル、血管塞栓用プラグ、交換用カテーテル、体温調節用カテーテル（２区分）、脳血管用ステントセット、脳動脈瘤治療用フローダイバータースystem（２区分）、血管形成用カテーテル（２区分）及び大動脈分岐部用フィルタースetの合計６９区分に区分する。
--------	---

(22) 血管形成用カテーテル

定義	薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（５１）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「レーザ式血管形成術用カテーテル」又は「アテローム切除アブレーション式血管形成術用カテーテル」であること。
----	---

機能区分の方	使用目的及び構造により、エキシマレーザ型、切削吸引型の合計２区分に区分する。
--------	--

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
Ⅱ-133-(22)-①	エキシマレーザ型	219000	—	721012000	大腿膝窩動脈のステント内における再狭窄又は再開塞病変に対して、大腿膝窩動脈に挿入し、カテーテルの先端から照射されるエキシマレーザによって動脈硬化組織を蒸散させ、狭窄部又は閉塞部を開通させることを目的としたカテーテルであること。
Ⅱ-133-(22)-②	切削吸引型	242000	—	721017000	次のいずれかに該当すること。 (i) 大腿膝窩動脈の狭窄、再狭窄又は閉塞病変に対して、大腿膝窩動脈に挿入し、カテーテル先端の回転ブレードによって、固いアテローム塊や狭窄病変を切削するカテーテルであること。また、生理食塩液を注入する機能をカテーテル先端部に有し、切削物等を吸引し能動的に体外に除去する構造を有するものであること。 (ii) 大腿膝窩動脈の狭窄、再狭窄又は閉塞病変に対して、大腿膝窩動脈に挿入し、カテーテル先端のクラウンを血管内で軌道回転させることによって、固いアテローム塊や狭窄病変を切削するカテーテルであること。また、切削物等を微粒子に粉碎する機能を有するものであること。 (iii) 膝下動脈の狭窄、再狭窄又は閉塞病変に対して、膝下動脈に挿入し、カテーテル先端の回転バーによって、固いアテローム塊や狭窄病変を切削するカテーテルであること。また、カテーテル先端部にダイヤモンドコーティングされた先端バーを有し、切削物等を体内の細網内皮系により除去可能な微粒子に粉碎する機能を有するものであること。

留意事項	【Ⅱ-133 血管内手術用カテーテル】 (16) 血管形成用カテーテル (ア) エキシマレーザ型又は切削吸引型に併せて使用するガイドワイヤー等の特定保険医療材料は、別に算定できる。 (イ) エキシマレーザ型又は切削吸引型は、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り、一連の治療につき２本を限度として算定できる。
------	---

Ⅱ-144 両室ペーシング機能付き植込型除細動器（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0831第1号／令和8年8月31日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 1 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（７）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「除細動機能付植込み型両心室ペーシングパルスジェネレータ」であること。 2 心室性頻拍等の治療を目的として、体内に植え込み、心室センシング、ペーシング、抗頻拍ペーシング治療及び除細動を行うものであること。 3 胸部に植え込みが可能なものであること。 4 除細動器本体が除細動用電極の機能を有するものであること。 5 心房及び両心室に電気刺激を与えるペーシング機能を有するものであること。
----	---

機能区分の考え方	両室ペーシング機能付き植込み型除細動器は、次に規定する機能の有無等により、単極又は双極用（ ４区分５区分 ）及び４極用（ ４区分５区分 ）の合計 ８区分１０区分 に区分する。 1 接続する左室リードの電極数の違い 2 右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能の有無 3 頻拍変動感知型抗上室性頻拍ペーシング治療機能（抗上室性頻拍ペーシング治療機能に加え、抗上室性頻拍ペーシング治療を行うも上室性頻拍が停止せず、同一エピソード内の上室性頻拍において、サイクル長及び規則性の変化を検知した場合又は一定の時間を経過した場合に、リズムやタイミングを変えた抗上室性頻拍ペーシングを繰り返し行う機能をいう。）の有無 4 標準的な設定で約１０年程度作動することにより長期留置を可能とする積層型構造を有する電源の有無 ５ 内因性抗頻拍ペーシング機能（心室頻拍を停止することができなかった直前の抗頻拍ペーシング治療結果に基づき、次のシーケンスのパラメータを自動調整する機能をいう。）の有無
----------	--

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
Ⅱ-144-(1)-①	単極又は双極用／標準型	3090000	—	710010059	次のいずれにも該当すること。 （ア）接続する左室リードの電極が単極又は双極であること。 （イ）〔単極又は双極用／自動調整機能付き〕、〔単極又は双極用／抗頻拍ペーシング機能付き〕、〔単極又は双極用／長期留置型〕に該当しないこと。
Ⅱ-144-(1)-②	単極又は双極用／自動調整機能付き	3130000	—	710010759	次のいずれにも該当すること。 （ア）接続する左室リードの電極が単極又は双極であること。 （イ）右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。 （ウ）〔単極又は双極用／抗頻拍ペーシング機能付き〕に該当しないこと。
Ⅱ-144-(1)-③	単極又は双極用／抗頻拍ペーシング機能付き	4350000	—	710011098	次のいずれにも該当すること。 （ア）接続する左室リードの電極が単極又は双極であること。 （イ）右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。 （ウ）頻拍変動感知型抗上室性頻拍ペーシング治療機能を有するものであること。 （エ）〔単極又は双極用／内因性抗頻拍ペーシング機能付き〕に該当しないこと。
Ⅱ-144-(1)-④	単極又は双極用／長期留置型	3460000	—	710011099	次のいずれにも該当すること。 （ア）接続する左室リードの電極が単極又は双極であること。 （イ）それぞれ独立分離した陽極、陰極及びセパレータを多層に積層した積層型構造を有する電源を備えているものであること。 （ウ）患者の皮下に植え込んだ状態で、標準的な設定において約１０年程度作動することが、薬事承認又は認証事項に明記されていること。
Ⅱ-144-(1)-⑤	単極又は双極用／内因性抗頻拍ペーシング機能付き	4550000	—	750110045	次のいずれにも該当すること。 （ア）接続する左室リードの電極が単極又は双極であること。 （イ）右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。 （ウ）頻拍変動感知型抗上室性頻拍ペーシング治療機能を有するものであること。 （エ）内因性抗頻拍ペーシング機能を有するものであること。
Ⅱ-144-(2)-①	４極用／標準型	3260000	—	710010690	次のいずれにも該当すること。 （ア）接続する左室リードの電極が４極であること。 （イ）〔４極用／自動調整機能付き〕、〔４極用／抗頻拍ペーシング機能付き〕、〔４極用／長期留置型〕に該当しないこと。

Ⅱ-144 両室ペーシング機能付き植込型除細動器（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0831第1号／令和8年8月31日にて改正

Ⅱ-144-(2)-②	4極用／自動調整機能付き	4090000	—	710010761	次のいずれにも該当すること。 (ア) 接続する左室リードの電極が4極であること。 (イ) 右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。 (ウ) 〔4極用／抗頻拍ペーシング機能付き〕に該当しないこと。
Ⅱ-144-(2)-③	4極用／抗頻拍ペーシング機能付き	4750000	—	710011100	次のいずれにも該当すること。 (ア) 接続する左室リードの電極が4極であること。 (イ) 右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。 (ウ) 頻拍変動感知型抗上室性頻拍ペーシング治療機能を有するものであること。 (エ) 〔4極用／内因性抗頻拍ペーシング機能付き〕に該当しないこと。
Ⅱ-144-(2)-④	4極用／長期留置型	4130000	—	710011101	次のいずれにも該当すること。 (ア) 接続する左室リードの電極が4極であること。 (イ) それぞれ独立分離した陽極、陰極及びセパレータを多層に積層した積層型構造を有する電源を備えているものであること。 (ウ) 患者の皮下に植え込んだ状態で、標準的な設定において約10年程度作動することが、薬事承認又は認証事項に明記されていること。
Ⅱ-144-(2)-⑤	4極用／内因性抗頻拍ペーシング機能付き	4960000	—	750110046	次のいずれにも該当すること。 (ア) 接続する左室リードの電極が4極であること。 (イ) 右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。 (ウ) 頻拍変動感知型抗上室性頻拍ペーシング治療機能を有するものであること。 (エ) 内因性抗頻拍ペーシング機能を有するものであること。

留意事項	【Ⅱ-144 両室ペーシング機能付き植込型除細動器】 (1) 両室ペーシング機能付き植込型除細動器は、施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長等に届け出た保険医療機関において、以下のいずれにも該当する患者に対して使用した場合に算定する。ただし、薬事承認又は認証された使用目的以外に用いた場合は算定できない。 (ア) (a)、(b)又は(c)の基準を全て満たすこと。 (a) (i) NYHAクラスⅡ、(ii) 左室駆出率30%以下、(iii) QRS幅150ms以上、(iv) 左脚ブロック、(v) 洞調律 (b) (i) NYHAクラスⅢ又はⅣ、(ii) 左室駆出率35%以下、(iii) QRS幅120ms以上 (c) (i) 左室駆出率50%以下、(ii) ペースメーカー又は植込み型除細動器の適応、(iii) 高頻度に心室ペーシングに依存することが予想される (イ) 次のいずれかに該当すること。 (a) 致死性不整脈による心停止に伴う意識消失の既往を有する患者 (b) 血行動態が破綻する心室頻拍又は心室細動の既往を有する患者 (c) 非持続性心室頻拍が確認され、かつ電気生理学的検査により心室頻拍又は心室細動が誘発される患者 (2) 両室ペーシング機能付き植込型除細動器の移植術を行った患者については、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に症状詳記を記載する。
------	---

Ⅱ-149 血管内光断層撮影用カテーテル（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0831第1号／令和8年8月31日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 （１）薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（５１）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「血管内光断層撮影用カテーテル」であること。 （２）近赤外線を用いて、冠動脈及び下肢動脈における血管内腔及び血管壁表層を画像化し、検査することを目的に使用する光ファイバが内蔵されたイメージングカテーテルであること。
----	---

機能区分	—(該当なし)—構造、使用目的及び使用方法により、標準型、血管内超音波プローブ体型の合計２区分に区分する。
------	---

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
Ⅱ-149-(1)	血管内光断層撮影用カテーテル標準型	132000	—	710010269	(該当なし) — 次のいずれにも該当すること。 （ア）近赤外線を用いて、冠動脈及び下肢動脈における血管内腔及び血管壁表層を画像化し、検査することを目的に使用する光ファイバが内蔵されたイメージングカテーテルであること。 （イ）〔血管内超音波プローブ体型〕に該当しないこと。
Ⅱ-149-(2)	血管内超音波プローブ体型	132000	—	750110047	次のいずれにも該当すること。 （ア）冠動脈における血管内光断層撮影及び血管内超音波検査を同時に実施可能な構造を有すること。 （イ）近赤外線を用いて、血管内腔及び血管壁表層を画像化し、検査することを目的に使用する光ファイバが内蔵されたイメージングカテーテルであること。 （ウ）血管断面の画像診断を目的に使用する超音波トランスデューサが内蔵されたイメージングカテーテルであること。

留意事項	【Ⅱ-149 血管内光断層撮影用カテーテル】 （１）血管内超音波法（ⅠⅤⅤ）で観察が困難であるが、血管内腔及び血管壁表層の観察が必要な場合にのみ算定できる。 （２）血管内光断層撮影用カテーテルは、一連の検査、画像診断又は手術につき１本のみ算定できる。 （３）血管内超音波プローブと血管内光断層撮影用カテーテルを同時に使用した場合は原則としていずれか主たるもののみ算定する。ただし、医学的な必要性から血管内超音波プローブと血管内光断層撮影用カテーテルを同時に算定する場合は、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
------	--

Ⅱ-182 経カテーテル人工生体弁セット（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0831第1号／令和8年8月31日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 1 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（７）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「経カテーテルウシ心のう膜弁」又は「経カテーテルブタ心のう膜弁」であること。 2 狭窄した自己心臓弁又は機能不全に陥った外科的に留置した生体弁若しくは経カテーテル的に留置した大動脈生体弁、又は右室流出路心外導管に対し、経皮的又は経心尖的に人工弁を留置することを目的とした人工生体弁セットであること。
----	--

の機能 考 え 区 分	人工生体弁の拡張方法により、バルーン拡張型（２区分）及び自己拡張型の合計３区分に区分する。
-------------------------	---

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
Ⅱ-182-(1)-①	バルーン拡張型人工生体弁セット／ 期限付改良加算なし標準型	4510000	—	710010745	次のいずれにも該当すること。 （ア）人工生体弁の拡張に際してバルーンカテーテルを用いるものであること。 （イ）バルーンカテーテルが含まれること。 （ウ）〔期限付改良加算あり〕に該当しないこと。
Ⅱ-182-(1)-②	バルーン拡張型人工生体弁セット／ 期限付改良加算あり特殊型	4720000 4730000	—	729880000	次のいずれにも該当すること。 （ア）人工生体弁の拡張に際してバルーンカテーテルを用いるものであること。 （イ）バルーンカテーテルが含まれること。 （ウ）心膜にキャッピング処理及びグリセリン処理が施されていること。
Ⅱ-182-(1)-②指	バルーン拡張型人工生体弁セット／特殊型・指定承認番号22800BZX00094000	4940000	—	750110048	
Ⅱ-182-(2)	自己拡張型人工生体弁システム	3740000	—	710010893	人工生体弁が自己拡張型であること。

留意事項	【Ⅱ－１８２ 経カテーテル人工生体弁セット】 （１）経カテーテル人工生体弁セットは、下記のいずれかに該当する場合に限り算定できる。 （ア）自己大動脈弁尖の硬化変性に起因する症候性の重度大動脈弁狭窄を有し、経カテーテル人工生体弁セットによる治療が当該患者にとって最善であると判断された患者に使用する場合 （イ）外科的又は経カテーテル的に留置した大動脈生体弁の機能不全（狭窄、閉鎖不全又はその複合）による症候性の弁膜症を有し、かつ、外科的手術を施行することができず、経カテーテル人工生体弁セットによる治療が当該患者にとって最善であると判断された患者に使用する場合 （ウ）先天性心疾患手術において植え込まれた右室流出路心外導管又は肺動脈弁位に外科的に留置した生体弁の機能不全（狭窄、閉鎖不全又はその複合）を有し、かつ外科的手術を施行することができず、本品による治療が最善であると判断された患者に使用する場合 （２）バルーン拡張型人工生体弁セットの うち期限付改良加算のあるもの・特殊型 については、令和１０年５月３１日までに 限り、期限付改良加算による評価を行った価格 で算定できる。
------	--

Ⅱ-245 吸収性食道用ステント（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0831第1号／令和8年8月31日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 （１）薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（７）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「吸収性食道用ステント」であること。 （２）難治性良性食道狭窄に対して、狭窄部位の拡張維持を目的に使用する自己拡張型のステントであること。 （３）生体内で加水分解され吸収されるものであること。				
の機能 考 え 区 分	（該当なし）				
機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
Ⅱ-245	吸収性食道用ステント	261000	—	750110049	（該当なし）
留意事項	【Ⅱ－２４５ 吸収性食道用ステント】 （１）吸収性食道用ステントは、難治性良性食道狭窄の患者に対して、関連学会の定める指針に従って使用した場合に限り算定できる。算定に当たっては、当該材料を使用する医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 （２）吸収性食道用ステントは、１回の手術に対して１個を限度として算定できる。 （３）吸収性食道用ステントは、患者１人につき原則として２個まで算定できる。３個以上算定する場合はその医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。				

Ⅱ-246 ヒト i P S 細胞由来心筋細胞シート（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0831第1号／令和8年8月31日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 （１）薬事承認上、類別が「ヒト人工多能性幹細胞加工製品」であって、一般的名称が「ヒト（同種）i P S 細胞由来心筋細胞シート」であること。 （２）ヒト（同種）i P S 細胞から分化誘導させた心筋細胞をシート状に形成した細胞加工製品であること。				
の機能 考 え 区 分	（該当なし）				
機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
Ⅱ-246	ヒト i P S 細胞由来心筋細胞シート	53200000	—	750110050	（該当なし）
留意事項	【Ⅱ-246 ヒト i P S 細胞由来心筋細胞シート】 （１）ヒト i P S 細胞由来心筋細胞シートは、虚血性心筋症による重症心不全患者のうち、薬物治療や侵襲的治療を含む標準治療では効果不十分な症例に対して、関連学会の定める適正使用指針に従って使用された場合に限り算定できる。 （２）ヒト i P S 細胞由来心筋細胞シートは、１人につき１回まで算定できることとし、使用する際は、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。				

Ⅱ-247 除細動機能付き体外式ペースメーカー用心臓植込ワイヤー（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0831第1号／令和8年8月31日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 （１）薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（７）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「体外式ペースメーカー用心臓電極」であること。 （２）心臓手術中又は手術後の不整脈の治療を目的に心外膜等に留置し、体外式ペースメーカーに接続して一時的にペーシングを行うワイヤーであること。 （３）術後心房細動に対して、電気的除細動を行うことができる電極を有すること。				
の機能 考 え 区 分	（該当なし）				
機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
Ⅱ-247	除細動機能付き体外式ペースメーカー用心臓植込ワイヤー	79600	—	750110051	（該当なし）
留意事項	【Ⅱ－２４７ 除細動機能付き体外式ペースメーカー用心臓植込ワイヤー】 （１）除細動機能付き体外式ペースメーカー用心臓植込ワイヤーは、開胸を伴う心臓手術並びに胸部大動脈手術を受ける１８歳以上の患者のうち、術後心房細動の発症リスクが高いと推定される患者に対して、関連学会の定める指針に従って使用した場合に限り算定できる。 （２）除細動機能付き体外式ペースメーカー用心臓植込ワイヤーは、１回の手術に対して２個を限度として算定できる。				

VIII-016 デンプン由来吸収性局所止血材（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0831第1号／令和8年8月31日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 1 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「吸収性局所止血材」であること。 2 止血を目的として使用するデンプン又は酸化再生セルロース由来の吸収性局所止血材であること。
----	---

機能区分	使用目的により、標準型及び織布型の合計２区分に区分する。
------	------------------------------

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
VIII-016-(1)	標準型	1g当たり 12600	—	750110052	〔織布型〕に該当しないこと。
VIII-016-(2)	織布型	1cm2当たり 48	—	750110053	織布状であること。

留意事項	【VIII-016 デンプン由来吸収性局所止血材】 オスラー病等の高頻度の鼻出血に対して、医師の指示に従って使用した場合に限り算定できる。なお、使用に当たっては、その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
------	---